

9月中に郵送します

国保の保険証が新しく

十月一日から、国民健康保険被保険者証（保険証）が新しくなります。現在使用している保険証は、九月三十日まで有効。十月一日からは、新しい保険証を使ってください。有効期限は来年の九月三十日です。

国民健康保険（国保）の被保険者は、一般被保険者、退職被保険者に分かれています。新しい保険証は、が肌色が灰色。同一世帯内に、の該当者がいる場合には、二枚の保険証が交付されます。

9月中に新保険証を郵送

新しい保険証は、九月二十五日に郵送。新しい保険証が届いたら、名前などを確認して、裏面の注意事項をよく読みましよう。現在使っている保険証は、市役所1階市民課、2階国保年金課または支所・出張所に返してください。

なお、9月中は郵送された新しい保険証を使って受診すること

ともできます。

退職被保険者証

会社などを退職して国保に加入した人が、老人保健法の適用を受けるまでの間に加入する保険です。厚生年金など（国民年金を除く）の加入期間が二十年以上または、四十歳以後の期間が十年以上の人は、年金受給権が発生した日から対象に。一部負担金は本人と被扶養者の入院は二割、入院外は本人は一割、被扶養者は三割です（来年四月一日からは本人、被扶養者共に三割負担）。該当者は早めに手続きしましょう。

次のときには届け出を

氏名や住所などが間違っているときは、新しい保険証と印鑑を用意して、市役所1階市民課6番窓口へ。既に会社などの保険証があるときは、会社などの保険証（扶養家族は認定年月日のわかる書類も必要）と国保の新旧保険証、印鑑を用意して

市民アンケートを実施

20歳以上の5,000人が対象

本市では潤いのある豊かな市民生活を実現するため、平成十九年度から十九年度までの「第五次前橋市総合計画」に基づき、

まちづくりを進めています。この計画を時代に即したものにすべく見直すにあたり、その参考にするため、二十歳以上

市民課6番窓口へ 国保に加入しているのに新しい保険証が届かないときは、古い保険証と印鑑、運転免許証など本人確認できる物を用意して、市役所2階国保年金課4番窓口へ。その他の届け出事項は保険証の裏面をご覧ください。また、国保を加入・脱退するときは、十四日以内に市民課または城南支所に届け出が必要。遅れると、届日出日から加入日までの国保税をさかのぼって納めることとなります。ご注意ください。

保険証を大切に

保険証は国保の加入者であることを証明する物です。医師の診断を受けるときは、必ず窓口に提示を。保険証なしで受診したときは医療費全額が自己負担となります。保険証は大切に扱います。なお、万一保険証を紛失した場合は再発行します。運転免許証など本人確認できる物を用意して、国保年金課または城南支所へ。
問い合わせは国保年金課 890 6250へ。

の市民の皆さんから五千人を無作為抽出し、アンケートを実施することになりました。十月下旬に対象者へ調査用紙を郵送します。ご協力をお願いします。
問い合わせは広報広聴課 890 6644へ。

ご協力ください

「赤い羽根共同募金」に

十月一日から、今年も全国一斉に赤い羽根共同募金運動が始まります。

昨年は、皆さんの温かい協力で、三千二百二十七万二千八百三十円もの浄財が寄せられました。この貴重な浄財は、県内の各社会福祉施設、団体などに配分され、有効に活用されています。

今年も、町内の役員などが各家庭へ募金に伺うとともに、学校や職場などでも実施していきます。また、次のとおり、市内十三カ所で街頭募金を実施します。

皆さん、ぜひ、募金にご協力

10月は土地月間です

大切さみんな考えて

十月は「土地月間」です。土地は限られた貴重な資源であり、日常生活や経済活動に不可欠な基盤。この機会に土地の大切さを考えましよう。

公共の福祉を優先

土地は利用方法によって周囲に大きな利益や損害を与えることも。公共の福祉を優先させるため、その取得・処分や利用には制限や負担があります。

適正で計画的な利用を

土地には周囲の土地利用や地



街頭募金などの運動を展開

街頭募金

期日 10月1日～4日 会場 JR前橋駅や中央通りなど
問い合わせは生活課 890 6237へ。

域の条件に応じたさまざまな計画や規制があり、それに従い適正で合理的な利用が必要です。値上がり利益は社会に還元

土地の価値は、道路や鉄道の整備、建物への規制、産業や人口の集中など、社会的・経済的な原因で値上がりすることがほとんどです。土地の価値が上がったときは、応分の負担をし社会へ還元することが不可欠です。
問い合わせは都市計画課 890 6950へ。